

## 企画書選定審査項目（審査基準）

| 審査項目   |
|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>1 事業の目的、趣旨</b></div> <p>【優】理解している<br/>           【良】おおむね理解している<br/>           【可】一部しか理解していない<br/>           【不可】理解していない</p>   |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>2 設定された達成目標</b></div> <p>【優】具体的な成果が十分に見込まれる内容である。<br/>           【良】具体的な成果が見込まれる内容である。<br/>           【可】具体的な成果があまり見込まれない内容である。<br/>           【不可】具体的な成果が全く見込まれない内容である。</p>  |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>3 計画の遂行能力</b></div> <p>【優】計画の遂行が十分可能な体制<br/>           【良】計画の遂行が可能な体制<br/>           【可】計画の遂行があまり可能でない体制<br/>           【不可】計画の遂行が可能でない体制</p>   |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>4 事業の趣旨と事業内容</b></div> <p>【優】整合性がとれている。<br/>           【良】おおむね整合性がとれている。<br/>           【可】あまり整合性がとれていない。<br/>           【不可】整合性がとれていない。</p>  |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>5 経理及びその他の事務について</b></div> <p>【優】適切な管理体制及び処理能力を十分有する団体である。<br/>           【良】適切な管理体制及び処理能力を有する団体である。<br/>           【可】適切な管理体制及び処理能力をあまり有していない団体である。<br/>           【不可】適切な管理体制及び処理能力を有していない団体である。</p> <p>※過去3年以内に交付決定の取消があり、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等は、無条件で「可」以下の評価とする。</p> |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>6 産業動物獣医師確保に係る地域の取組について</b></div> <p>【優】別添の評価指標に照らし、相対的評価が十分に高い。<br/>           【良】別添の評価指標に照らし、相対的評価が高い。<br/>           【可】別添の評価指標に照らし、相対的評価があまり高くない。<br/>           【不可】別添の評価指標に照らし、相対的評価が低い。</p>  |

## 産業動物獣医師確保に係る地域の取組に関する総合評価指標

- (1) 獣医療法（平成4年法律第46号）第11条第3号第1号に係る都道府県計画等で定めた①目標内容（産業動物獣医師数）、②現行の産業動物獣医師数（現行の数値については、獣医師法（昭和24年法律第186号）第22条に基づく令和4年度の数値又は直近の地域における独自調査値等）及び③目標達成に向けた進捗状況
- (2) 都道府県又は地域の①家畜飼養頭数及び②面積に対する産業動物診療獣医師数並びに③家畜飼養戸数に対する農林畜産公務員獣医師数（獣医師数は（1）を参照のこと。家畜飼養頭数及び家畜飼養戸数は、直近の畜産統計の数値又は直近の地域における独自調査値のほか、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）や食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）等に基づく地域計画の目標値を含む）
- (3) 都道府県又は地域における他部局も含めた産業動物公務員獣医師確保に係る取組（①都道府県の公務員獣医師の農林畜産部局と非農林畜産部局の比率及び②非農林畜産部局の獣医師の家畜防疫員任命率
- (4) 過去の獣医師養成確保修学資金給付事業（地域枠を含む）の活用実績（地域枠を含む過去の①割当枠に対する学生の確保状況、②返還事例数）
- (5) 都道府県又は地域としての産業動物獣医師確保に向けた取組（①都道府県単独の産業動物獣医師向け修学資金事業の有無、②修学資金以外の当該都道府県内における獣医療提供体制整備事業の利用状況（インターンシップ受入人数、研修開催数など））及び③その他の獣医療提供体制整備に向けた取組（獣医師の業務量削減に係る取組など）

※ 産業動物獣医師とは、獣医師法（昭和24年法律第186号）第22条の届出状況において①家畜保健衛生所等の都道府県農林畜産部局に所属する公務員獣医師と、②民間団体や個人診療施設において産業動物診療に従事する獣医師を指す。また、非農林畜産部局の獣医師とは、と畜場や保健所、その他環境部局等の都道府県の農林畜産部局以外で就業する公務員獣医師を指す。